

第4 まとめと当省の意見

第11次計画では、生活道路における施設整備について、事故の多いエリアなどで効果的・効率的な対策を講ずること、ビッグデータを活用して潜在的高リスク箇所を解消することなどが挙げられている。

しかし、これまで見てきたように、当省の調査結果では、市区町村では住民要望や通学路合同点検で把握した危険箇所の施設整備を検討することが基本となっており、事故発生箇所や事故リスクが高い箇所を踏まえた整備を基本とするという市区町村は少数となっていた。整備する施設の内容についても、事故実績や内容を把握せずに、現場の道路・交通環境を踏まえ担当職員の経験に基づき決定することを基本とするという市区町村が多かった。

こうした状況を踏まえると、国土交通省及び警察庁は、生活道路における交通安全対策を更に推進する観点から、次のような取組を行うことが望まれる。

これにより、市区町村が各種データを活用して、事故の発生箇所や内容を把握した上で施設を整備する取組が推進されることにより、事故の減少につながることが期待される

① 国土交通省

i 市区町村が施設を整備するに当たっては、事故実績や内容を把握した上で、整備箇所の選定や施設内容の決定を行うことが有効であることを周知・啓発すること。

また、上記の事故実績等の把握に当たり、市区町村が円滑にODを活用できるよう、データを地図化する方法を示した手順書等の作成や研修に取り組むこと。

ii ODやETC2.0加工情報等の各種データを活用して事故多発箇所や潜在的高リスク箇所の把握に努めるよう市区町村に働きかけるとともに、これらの箇所を把握して施設整備に取り組んでいる事例を紹介すること等により、市区町村における当該取組を推進すること。あわせて、ETC2.0加工情報は、ゾーン対策以外にも活用できることを市区町村に周知すること。

iii 市区町村が行う施設整備の内容の検討に資するよう、事故内容を踏まえて施設整備を行った事例を取りまとめて研修等で紹介するなど情報提供に取り組むこと。また、施設整備に関する研修を実施するに当たっては、ウェブ開催により市区町村からの参加者を増加させるなど、その充実に取り組むこと。

② 警察庁

- i 國土交通省によるODを地図化する方法等を示した手順書等の作成や研修の取組に対し協力を行うこと。

また、都道府県警察事故マップが市区町村による交通安全対策の検討に資するものとなるよう、都道府県警察事故マップに関し都道府県警察が市区町村の意見の把握に努めるなどの取組を推進すること。

- ii 都道府県警察が把握した事故リスクが高い箇所や必要な安全対策について、市区町村に情報提供を行っている都道府県警察の事例も踏まえ、交通状況等に応じ、市区町村の要望も勘案しながら、市区町村に必要な情報を提供するよう都道府県警察に対し指導すること。
- iii 國土交通省が行う、市区町村による施設整備内容の検討に資するための事例の取りまとめや研修の充実の取組について、協力を行うこと。
- iv 市区町村が行う施設整備の内容の検討に資するよう、事故内容に関するODの情報の充実等について検討すること。

また、市区町村から要望がある場合には事故に関する統計情報を都道府県警察が可能な範囲で提供するなど、協力を行うよう都道府県警察に対し指導すること。